

事 務 連 絡
令 和 7 年 4 月

障害福祉サービス事業所 各位

野々市市福祉事務所長

野々市市障害福祉サービス支給決定ガイドラインの改訂について

令和7年4月に発行した「野々市市障害福祉サービス支給決定ガイドライン」について、
別紙のとおり、一部改訂しましたのでお知らせいたします。

新	旧
支給決定ガイドライン 33 頁 一般就労後にサービスを利用する要件等を追記	
1 就労移行支援、就労継続支援以外の日中活動系サービス 一般就労後に日中活動サービスを併用する際は、<u>下記の利用条件を全て満たし、かつ、手続きを行い、市が必要性を認めた場合にのみ</u>、一般就労と日中活動サービスの併用を認めることとします。 ※生活介護においては、そもそも訓練目的ではないこと、また、一般就労との併用についても生活介護を利用することが対象となる方の生活に欠かせない(入浴等)と想定されるため、下記(1)の利用条件については不要とします。ただし、併用に当たっては、<u>必ず事前に市に相談してください。</u> (1)利用条件 次の全てを満たす場合、日中活動サービスの支給を可能とします。 (ア)勤務先の<u>所定労働時間が概ね週 10 時間未満である</u>こと (イ)日中活動サービスの利用時間が<u>1回あたり3時間以上の利用が可能</u>であること (ウ)他の社会資源(障害者職業支援センターや障害者就業・生活支援センター等)で代替ができない理由があること (2)手続き 就労の開始前に市に就労を開始する旨を報告し、<u>当該利用者が一般就労と併用して日中活動サービスを受ける必要がある</u>と確認ができるもの(個別支援計画や週間予定表など)と、一般就労先が発行する<u>1週間あたりの雇用時間が記載された証明書</u>を市へ提出してください。	1 野々市市での取扱いについて 一般就労後に日中活動サービスを併用する際は、<u>下記の利用条件を全て満たし、かつ、手続きを行い、市が必要性を認めた場合にのみ</u>、一般就労と日中活動サービスの併用を認めることとします。 (1)対象となるサービス 就労移行支援、就労継続支援A・B、自立訓練(機能/生活/宿泊型) ※生活介護においては、そもそも訓練目的ではないこと、また、一般就労との併用についても生活介護を利用することが対象となる方の生活に欠かせない(入浴等)と想定されるため、下記(2)の利用条件については不要とします。ただし、併用に当たっては、<u>必ず事前に市に相談してください。</u> (2)利用条件 次の全てを満たす場合、日中活動サービスの支給を可能とします。 (ア)勤務先の<u>所定労働時間が概ね週 10 時間未満である</u>こと (イ)日中活動サービスの利用時間が<u>1回あたり3時間以上の利用が可能</u>であること (ウ)他の社会資源(障害者職業支援センターや障害者就業・生活支援センター等)で代替ができない理由があること (3)手続き 就労の開始前に市に就労を開始する旨を報告し、<u>当該利用者が一般就労と併用して日中活動サービスを受ける必要がある</u>と確認ができるもの(個別支援計画や週間予定表など)と、一般就労先が発行する<u>1週間あたりの雇用時間が記載された証明書</u>を市へ提出してください。

2 就労移行支援、就労継続支援を一般就労後に引き続き利用する場合について

厚生労働省社会・援護局障障発 0331 第2号令和7年3月 31 日「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A 型、B 型)における留意事項について」を参照してください。当該申請に必要な書類等については、福祉総務課までお問合せください。

(4)留意事項

就労系サービスにおける一般就労との併用については、単にアフターフォローや余暇的な利用ではなく、訓練目的をもって個別支援計画に基づき支援を行うことが条件となります。また、標準利用期間が設定されているサービスについて、一般就労をした利用者を受け入れた際には、標準利用期間を超える更新(審査会に諮っての延長)をすることは認められませんので、注意してください。

新設

新	旧
支給決定ガイドライン 34 頁 復職支援の要件を追加	
N 就労系サービス利用に係る在宅支援及び復職支援について 1 就労系サービスを在宅で利用する場合 就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型では、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合には、必要に応じて在宅でサービスの提供を受けることができます。利用開始の際には、福祉総務課までご相談ください。 (1)利用対象者【下記(ア)(イ)をすべて満たす者】 (ア)在宅でのサービス利用を希望する者 (イ)在宅でのサービスによる支援効果が認められると市町村が判断した者 (2)提出書類 ・在宅利用に係る申出書 ・利用者に関する基本情報 ・個別支援計画書 ・障害福祉サービス受給者証 ・運営規定(在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されているもの) 2 就労系サービスを復職支援として利用する場合 休職中の就労移行支援の利用については、下記の①～③の要件を満たした場合に限り、支給決定を行うことができます。 (1)利用対象者【下記①～③をすべて満たす者】 ①当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、または困難である場合 ②休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが妥当で	N 在宅支援について 就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型では、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合には、必要に応じて在宅でサービスの提供を受けることができます。利用開始の際には、福祉総務課までご相談ください。 (1)利用対象者【下記(ア)～(ウ)をすべて満たす者】 (ア)在宅でのサービス利用を希望する者 (イ)通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した者 (ウ)在宅でのサービスによる支援効果が認められると市町村が判断した者 (2)提出書類 ・在宅利用に係る申出書 ・利用者に関する基本情報 ・個別支援計画書 ・障害福祉サービス受給者証 ・運営規定(在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されているもの) 新設

あると判断している場合

- ③休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市町村が判断した場合

(2)提出書類

上記①②の要件に該当するかを判断するため、下記(ア)～(ウ)の書類を提出してください。

(ア)雇用先企業

当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当であると判断していることを示す書類

(イ)休職に係る診断をした主治医

当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

(ウ)相談支援事業所(申請者)

地域における就労支援機関である障害者職業支援センター等による復職支援の利用が困難であること及び地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類

新	旧
支給決定ガイドライン 36 頁 共同生活援助利用者に係る通院等介助の利用要件を追加	
1 共同生活援助(グループホーム)の形態について (3)居宅介護における通院等介助の利用について 共同生活援助入居者の通院介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますが、下記の要件を全て満たす場合、<u>月2回を上限</u>に支給決定を行います。 ①区分1以上、かつ、<u>慢性疾患等の障害者</u>であって、医師の指示により定期的に通院を必要とする者 ※精神疾患は慢性疾患に含まれないため、精神科への通院は対象外となります。 ②個別支援計画に位置付けられていること	1 共同生活援助(グループホーム)の形態について (1) 変更なし (2) 変更なし (3) 新設

新		旧	
支給決定ガイドライン 43 頁 放課後等デイサービスの併給関係を追記			
サービス名称	変更なし	サービス名称	変更なし
サービス内容	変更なし	サービス内容	変更なし
対象者	変更なし	対象者	変更なし
障害支援区分	変更なし	障害支援区分	変更なし
支給量	変更なし	支給量	変更なし
併給調整		新設	
就労選択支援について、放課後等デイサービスとの同日利用が可能です。			
※令和7年 10 月以降、就労アセスメントのために就労移行支援を利用する場合に限り、放課後等デイサービスとの同日利用が可能となります。			

新	旧
支給決定ガイドライン 44 頁 移動支援対象者の変更	
①身体障害者手帳を所持し、視覚障害者(※1)または体幹あるいは両上下肢の障害1級に相当する障害がある者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 ④医師により発達に障害があると診断された者(要診断書) ⑤難病等の者(要診断書) ※④⑤のみが該当する方については、受給するにあたり診断書の提出が必要です。 ※65歳以上の利用については、利用の必要性を勘案したうえで市が個別に判断を行います。 ※視覚障害者の個別支援は平成23年10月より同行援護として移行しているため、グループ支援型の利用のみとなります。	①身体障害者手帳を所持し、視覚障害者(※1)または体幹あるいは両上下肢の障害1級に相当する障害がある者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 ④医師により発達に障害があると診断された者(要診断書) ⑤難病等の者(要診断書) ※④⑤のみが該当する方については、受給するにあたり診断書の提出が必要です。 ※65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の者で介護保険法の特定疾患に罹患している者は除きます。 ※視覚障害者の個別支援は平成23年10月より同行援護として移行しているため、グループ支援型の利用のみとなります。